

茨城県 D V 対策実施計画

令和 4 年 3 月

茨 城 県

< 目 次 >

第1章 DVの防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の推進体制と進行管理	2

第2章 本県のDVの現状

1 DVの相談体制	3
2 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況	3
3 DV被害者の一時保護の状況	4
4 県警察本部におけるDV事案の認知状況	4
5 県警察本部におけるDV事案に係る指導警告・検挙等の状況	5
6 DVに関する県民の意識	5

第3章 DV施策の実施内容

基本目標Ⅰ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実	7
基本目標Ⅱ 被害者の安全を確保する体制の充実	9
基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化	11
基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援	13
基本目標Ⅴ DVを許さない社会の実現	15
基本目標Ⅵ DV対策の推進体制の充実	17

<参考資料>

○ DV施策の実施内容（体系）	1
○ 茨城県DV対策実施計画に係る数値目標一覧	2
○ DV等に関する相談窓口	3
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	4
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針	16

第1章 DVの防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「法」という。）を制定し、以後、平成16年、平成19年、平成26年の法改正を経て、令和元年には、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、被害者保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われました。

本県においては、平成16年の法改正により都道府県基本計画の策定が義務化されたことを受け、総合的かつ計画的なDV対策を推進するため、平成18年度に「茨城県DV対策基本計画」を策定し、以後、法の改正や計画期間の終了に伴い、3回にわたる改定を行ってきました。

今回、平成29年度に策定した「第4次茨城県DV対策基本計画」の計画期間が本年度で終了することから、令和4年度以降のDV対策の基本的な方針となる「第5次茨城県DV対策基本計画」について「茨城県総合計画」と一体的に策定するとともに、具体的な施策の実施内容等について、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）や、本県のこれまでの取組状況も踏まえ、「茨城県DV対策実施計画」として策定することとします。

2 計画の位置づけ

(1) 茨城県DV対策基本計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を示す計画です。
- 「茨城県総合計画」のDV対策に関する部分をもって、「第5次茨城県DV対策基本計画」（以下「基本計画」という。）として位置づけます。

II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

主な取組 ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

(2) 茨城県DV対策実施計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画の一部であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容に関する事項等を示す計画です。

- 被害者の発見から支援方法の構築等に関し、県域における関係機関の連携を図ることを目的として設置する「茨城県ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議中央会議」（以下「DV対策ネットワーク会議」という。）において、令和3年度に協議した結果を「茨城県DV対策実施計画」（以下「実施計画」という。）として位置づけます。

3 計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間

4 計画の推進体制と進行管理

基本計画及び実施計画を実行性のあるものとするため、DV対策ネットワーク会議を中心に関係機関で連携し、推進していきます。

また、実施計画に掲げる各取組の実施状況や数値目標の進捗状況等について、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、円滑な計画の推進に努めます。

■DVとは

- 「DV」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

【DVの種類】

身体的暴力・言動：なぐる、ける、首をしめる、物をなげつけるなど

精神的暴力・言動：大声でどなる、無視する、生活費を渡さない、つきあいを限するなど

性的な暴力・言動：性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないなど

- 「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）を含み、離婚（事実婚を解消）した後も引き続き暴力を受ける場合は、その元配偶者も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（交際関係解消後も引き続き暴力を受ける場合も含む）も、配偶者からの暴力に準じるものとして含まれます。

- DVの被害者及び加害者は、女性・男性のいずれかに限定されません。LGBT（性的少数者）など性のあり方は様々であり、多様で親密な人間関係の中にDVが存在しています。

※ LGBT・・・Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル) 及び Transgender(トランスジェンダー)という代表的な性的少数者の頭文字による造語

第2章 本県のDVの現状

1 DVの相談体制

平成13年4月に制定された法に基づき、平成14年4月に茨城県婦人相談所内に茨城県配偶者暴力相談支援センターを設置し、専門知識を持った女性相談員を配置し、相談等の業務を実施しています。

このほか、県民センター（福祉相談センターを含む県内5ヶ所。以下同じ。）に女性相談員を配置し、DV相談等の業務を行っています。

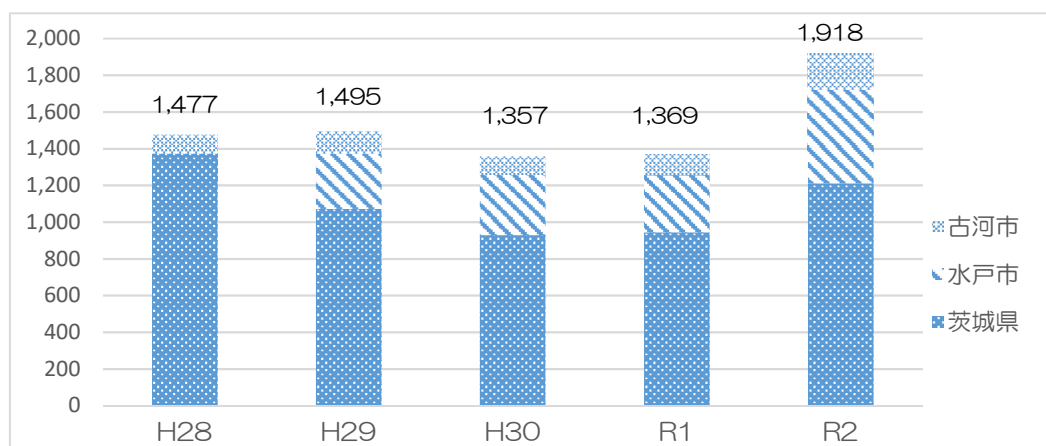
また、市町村においては、平成21年4月に古河市、平成29年4月に水戸市に配偶者暴力相談支援センターが設置されています。

2 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況

(1) 相談件数の推移

県及び水戸市、古河市が設置する配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、平成28年度以降は毎年度1,300件～1,400件台で推移していましたが、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度は1,918件（対前年度比40.0%増）に増加しています。

【図1】茨城県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府男女共同参画局調べ）



【表1】件数内訳

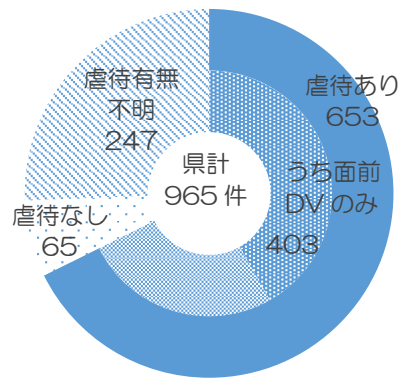
（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2
茨城県	1,372	1,072	929	945	1,211
水戸市	—	300	328	309	512
古河市	105	123	100	115	195
県計	1,477	1,495	1,357	1,369	1,918

(2) DV相談件数のうち児童虐待の件数(令和2年度)

令和2年度の未成年の子どもがいる者からのDV相談965件（実人員ベース）のうち、面前DVを含む児童虐待があると認められる件数は653件で、相談件数全体の約7割（67.7%）を占めています。

【図2】DV相談件数のうち児童虐待の件数（内閣府男女共同参画局調べ）

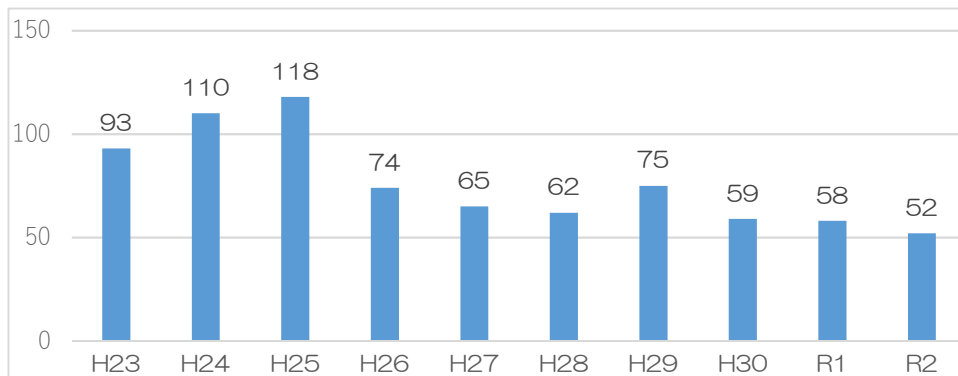


※表1のDV相談件数（1,918件）に係る実人員ベースの内訳

3 DV被害者の一時保護の状況

平成22年度の118件をピークに減少傾向にあり、令和2年度は52件（前年比10.3%減）となっています。

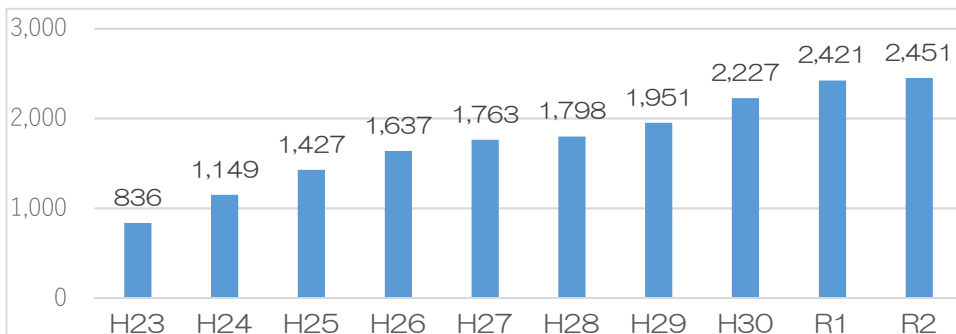
【図3】茨城県におけるDV被害者の一時保護件数（県青少年家庭課調べ）



4 県警察本部におけるDV事案の認知状況

県警察本部におけるDV事案の認知件数は、平成21年以降は増加傾向にあり、令和2年の認知件数は2,451件と過去最多（対前年比1.2%増）となっています。

【図4】DV事案の認知件数（県警察本部人身安全対策課調べ）

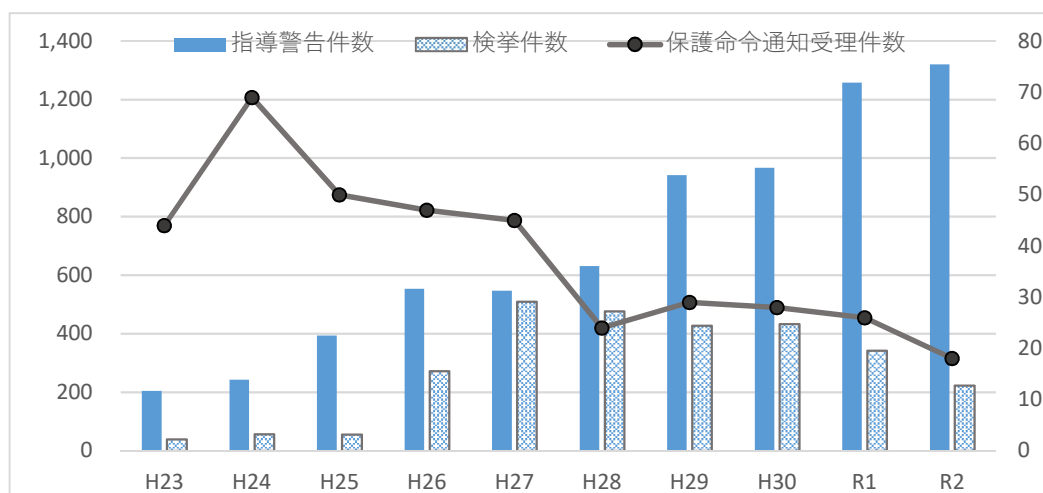


5 県警察本部におけるDV事案に係る指導警告・検挙等の状況

県警察本部における指導警告件数は年々増加している一方、検挙件数は平成27年の509件をピークに減少しており、令和2年の指導警告件数は1,320件（対前年比5.0%増）、検挙件数は222件（同35.0%減）となっています。

また、保護命令通知の受理件数は、平成24年の69件をピークに減少しており、令和2年の受理件数は18件（同31.1%減）となっています。

【図5】【表2】DV事案に係る指導警告・検挙件数及び保護命令通知の受理件数
(県警察本部人身安全対策課調べ)



年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
指導警告件数	204	242	393	553	546	631	941	967	1,257	1,320
検挙件数	39	56	55	272	509	476	427	433	342	222
保護命令通知受理件数	44	69	50	47	45	24	29	28	26	18

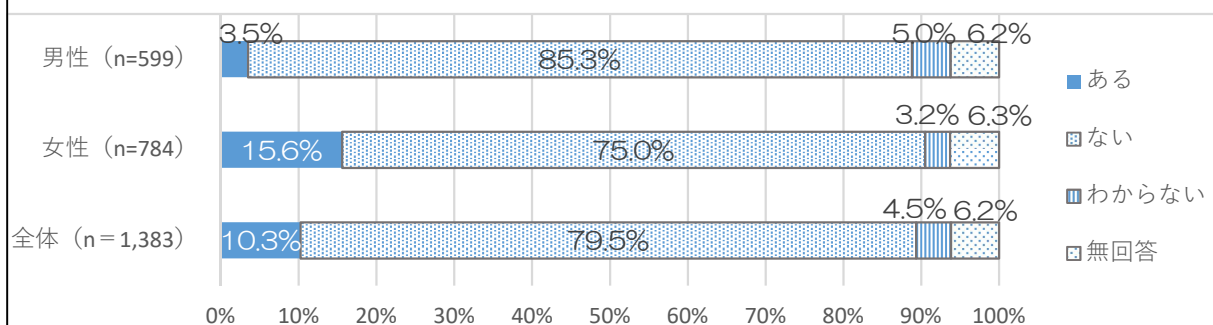
6 DVに関する県民の意識

(1) DVを受けた経験

令和元年度に実施した県民意識調査の結果によると、女性の15.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の3.5%（同0.1%増）、全体で10.3%（同0.7%増）が「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答しています。

【図6】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人からの暴力を受けた経験

(出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」)



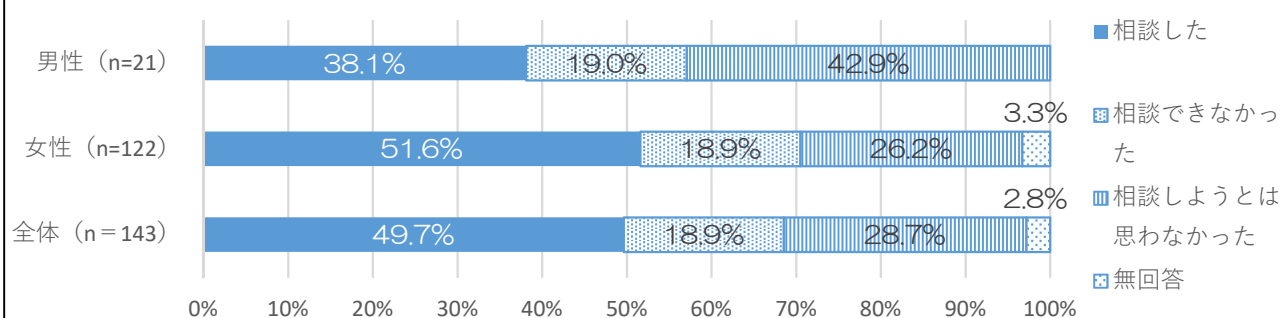
(2) 受けた行為に関する相談の実施状況

「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答した者のうち、女性の51.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の38.1%（同0.1%増）、全体で49.7%（同0.7%増）が「受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりした」と回答しています。

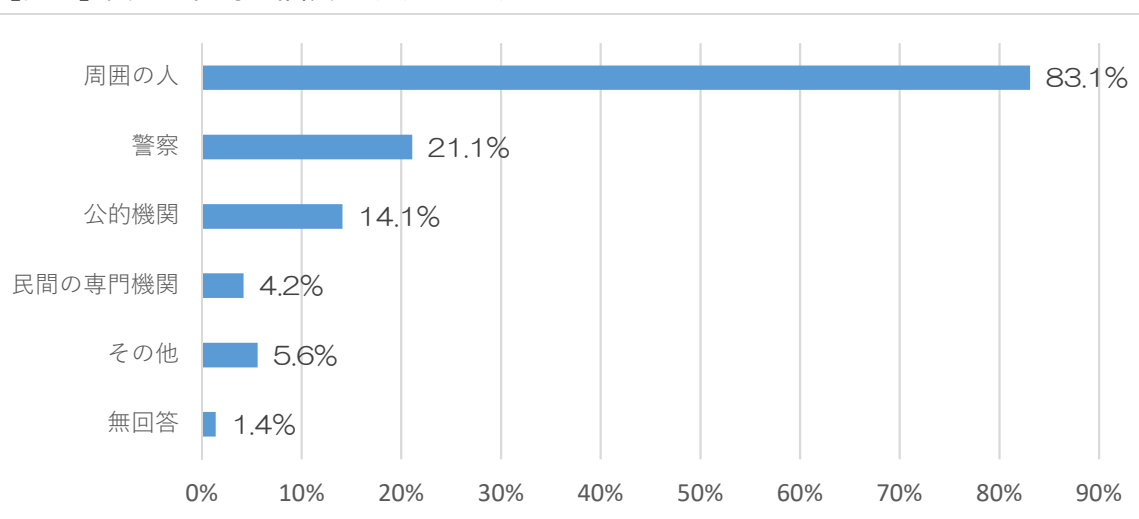
また、相手方受けた行為の相談先については、「周囲の人」が83.1%で最も高く、次いで「警察」が21.1%、「公的機関」が14.1%となっています。

【図7】 受けた行為に対する相談の実施状況

（出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」）



【図8】 受けた行為の相談先（出典：同上）



※周囲の人：家族や親戚、友人、知人など
 公的機関：警察以外の役所の相談窓口や配偶者暴力相談支援センターなど
 民間の専門機関：弁護士や医師、カウンセラーなど

第3章 DV施策の実施内容

基本目標Ⅰ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実

【現状と課題】

- DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、また、被害者も、加害者からの報復や家庭の事情、自身が受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がない、どこに相談すればよいかわからない等の理由から、相談に至らないことが多くあります。
- 本県では、県の配偶者暴力相談支援センターである女性相談センターのほか、水戸市、古河市に配偶者暴力相談支援センターが設置され、相談対応をはじめとした被害者支援の中心的な役割を担っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要です。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の果たす役割は極めて大きいことから、市町村における相談支援体制の強化が求められています。

【施策の方向性】

- 被害が潜在化することなく相談につながるよう、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察及び関係機関等の相談窓口等について周知を図ります。
- 被害者の特性や状況に即した相談・援助を行うため、相談支援体制の整備・充実及び関係機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

1 相談窓口等の広報・周知

- ① 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為や、「配偶者」には事実婚の相手や元配偶者、交際相手も含まれること等について周知を図り、被害者や周囲がこれらの行為をDVと認識し、相談につながるよう努めます。
- ② 県及び市の配偶者暴力相談支援センターの連絡先や自動音声により最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる「DV相談ナビ#8008（内閣府主催）」や警察の女性専用相談電話、民間支援団体等のDV相談窓口等の連絡先について、リーフレットや相談カードの配付、各種広報媒体を活用し、広く県民に周知します。

2 相談支援体制の整備・充実及び連携強化

ア 県配偶者暴力相談支援センター

- ① 県内におけるDV対策の中核施設として、県民センターや市町村のDV相談

窓口、市の配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、専門的・広域的な対応ができるよう調整・支援機能の強化を図ります。

- ② 土日・平日夜間の相談窓口の開設時間の拡充のほか、メールやチャットによる相談の導入など、被害者が相談しやすい体制を整備します。
- ③ 日本語による相談が困難な外国人被害者への通訳を介した相談の実施や、外国人の支援などを行う関係機関や民間団体等の紹介等を行うほか、男性やLGBTの被害者からの相談について、時間帯を決めた専用窓口の運営を検討します。
- ④ 高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。

イ 警察

- ① 女性警察職員による相談対応、被害者と加害者が遭遇しないような相談の実施など、被害者が相談しやすい環境を整備します。
- ② 被害に遭う可能性が高い相談者に対する110番通報者登録システムや位置情報発信装置の貸与等を促進します。

ウ 人権啓発推進センター、ダイバーシティ推進センター

- ① DV事案に関する相談があった場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、支援窓口の紹介等を行います。

エ 市町村における相談支援体制の強化

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、DV相談窓口における女性相談員の配置を働きかけます。

3 職務関係者の育成及び資質向上

- ① DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。
- ② 相談内容や一時保護期間中の心理担当職員のカウンセリング等を通し、被害者の実態把握に努め、その後の対策や職務関係者の対応の仕方を研究するとともに、被害者に対する有効な回復プログラム等について調査研究を行います。

目標項目	現状 (R1)	目標 (R7)
DVについて相談できる窓口があることを知っている県民の割合	—	80.0%

基本目標Ⅱ 被害者の安全を確保する体制の充実

【現状と課題】

- 法第6条では、DVを受けている者を発見した者や医療関係者による通報等について定めているほか、高齢者や障害者の被害者、被害者と同居する子ども等への虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づく通報や、児童福祉法に基づく通告をすることとされています。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思に基づき、危険が急迫していると認められる場合や一時保護施設での短期間の指導援助が必要であると認められる場合等に、警察や市町村、母子生活支援施設等との連携・協力のもと一時保護を行っています。
- 一時保護に当たっては、安心して援助を受けることができるよう被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、医療的・心理学的ケアや、児童相談所等と連携した同伴児への支援等が必要です。
- 被害者の生命にかかわる場合又は身体等に重大な危害を受ける恐れがある場合は、保護命令制度の活用を促し、被害者の安全確保に努める必要があります。

【施策の方向性】

- 被害者を発見しやすい立場にある関係機関・団体等に対する通報制度や通報先等についての広報・周知を強化し、被害者の早期発見に努めます。
- 被害者本人や同伴児、加害者の状況等に応じた処遇を行うための機能強化に努めるとともに、警察や市町村、児童相談所、民間支援団体等と連携し、適切な被害者保護の実施に努めます。

【主な取組】

1 通報制度の運用

- ① 地域に根ざした活動を行っている民生委員や児童委員、保健師や精神保健福祉士、生活保護ケースワーカーなど保健・福祉に関する業務に従事する者に対し、研修会等において通報制度や通報先等の広報・周知を図るとともに、DV対策ネットワーク会議等を通じた関係機関・団体等への協力依頼等により、通報制度の運用を推進します。
- ② 県配偶者暴力相談支援センターにおいては、緊急の保護に備え、夜間・休日を問わず通報に対応（深夜等は一時保護施設が対応）します。
また、高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。（後段再掲）
- ③ 警察においては、職員に対する研修等を通じてDVに対する意識向上を図り、応急の救護を要する場合の保護をはじめ、状況に応じた被害者及び加害者への適切な対応に努めます。

2 一時保護の実施

- ① 一時保護施設の所在地等について加害者に知られないよう十分配慮しながら、被害者の特性や課題等に応じ、市町村や関係機関と協議・調整を行います。
- ② 心身に被害を受けている被害者に対し、医療機関や精神保健センター等関係機関と連携し、医学的・心理学的な援助を行うとともに、心理療法担当職員や、同伴児の適正な処遇を図るための保育士及び学習指導員等の配置など、一時保護施設における人的な支援体制の強化に努めます。
- ③ 被害者の家族構成、加害者からの追及の度合いなど個別の事情を勘案し、一時保護委託先を複数確保するとともに、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等との連携強化（特に同行支援）に努めます。

3 保護命令制度の活用

- ① 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度の説明や申立に関する助言を行うとともに、申立てに当たり、経済的に困窮する被害者に対し、弁護士会等の無料法律相談窓口や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の民事法律扶助制度等の情報を提供します。
- ② 警察は、保護命令が発令された場合、地方裁判所と連絡をとりながら、被害者及び加害者に対し、より適切な教示指導を実施するため、職員の研修等に努めます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
保健・福祉関係業務従事者等に対する通報制度や保護命令制度等に関する研修会等の実施回数	—	年2回以上

基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

【現状と課題】

- 被害者が自立しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたることから、これらの機関が認識を共有しながら連携を図り、被害者の自立を支援する必要があります。

【施策の方向性】

- 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市町村、関係機関・団体等が連携し、生活支援、就業支援、住宅支援、子育て支援等の総合的かつ継続的な支援を行い、被害者の自立を促進します。

【主な取組】

1 関係機関等との連絡調整

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、医療・福祉、就業、住宅、教育等の支援が切れ目なく提供できるよう、庁内関係部局や関係機関との連携を密にして、被害者の自立支援の中心的機関としての機能を担っていきます。
- ② 県民センター及び市福祉事務所、民間支援団体等は、自立のための各種手続きに際し、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図るため、必要に応じ、同行支援を行います。
- ③ 市町村においては、自立のための各種手続きに際し、住民基本台帳の閲覧制限の対象となっている被害者の情報が加害者に漏れることのないよう、情報管理の徹底に努めます。

2 生活の支援

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、生活保護や母子生活支援施設における保護の実施のほか、生活困窮者自立支援制度や児童扶養手当の受給、福祉資金の貸付等に関する相談及び支援を行います。
- ② 配偶者暴力相談支援センターは、健康保険、国民年金、住民基本台帳の閲覧等にかかわる相談があった場合、事案に応じ「DV被害について相談を受けたことの証明書」を発行するなど、適切な情報提供を行います。
なお、市町村のDV相談窓口は、健康保険及び国民年金にかかわる相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応をすることができます。
- ③ 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市福祉事務所は、離婚及び親権に関する調定申立てや再被害防止のため法的手続き等に際し、弁護士の支援が必要な場合は、弁護士会等による無料法律相談や法テラスの民事法律扶助制度等の利用について情報提供を行います。

- ④ 精神的な問題とDVが併存する事例への対応はきめ細やかな援助が必要とされることから、保健所、精神保健福祉センター等は、必要に応じ、個別相談を受け、被害者の自立を支援します。

また、民間支援団体と連携し、被害者同士の交流を通じた心のケアや地域における居場所づくりを支援します。

3 就労の促進

- 県民センター及び市福祉事務所は、ハローワークやいばらき就職支援センター等と連携し、生活困窮者自立支援制度や母子・父子自立支援プログラム策定事業等を活用しながら、自立に向けた就業支援を行います。

4 住宅の確保等

- ① 県営住宅の優先入居及び一時使用の活用を促進するとともに、市町村に対し、県と同様の取組が図られるよう働きかけます。
- ② 加害者からの追及が激しく、かつ就業や住宅が決定していない等の理由により見守りが必要な場合には、母子生活支援施設に関する情報を提供し、入所を働きかけます。また、民間のステップハウス（※）等の設置促進を検討します。

※ステップハウス…本計画では「一時保護後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための施設」をいいます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
一時保護施設退所時に継続的な支援が必要とされた者について、市町村に引き継いだ割合	—	100%

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

【現状と課題】

- 子どもの目の前で行われるDV（面前DV）等、子どもに著しい心理的外傷を与えるものは児童虐待（心理的虐待）に当たり、また、子ども自身が親からの暴力の対象となっている場合もあります。
- 令和元年度の法の一部改正により、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。
- 一時保護に当たっては、面前DVなど心理的虐待の影響から、PTSD等の障害を抱えている場合もあるため、児童相談所等と連携したケアが必要です。
また、地域においても、虐待を受けた子どもやその家庭に対し、継続的な見守りと支援を行うことが必要です。

【施策の方向性】

- 子どものいる家庭におけるDV及び子どもへの暴力の早期発見に努め、安全を確保するとともに、児童相談所や学校、要保護児童対策地域協議会等が連携し、子どもが安心して安定した生活ができるよう支援します。

【主な取組】

1 子どもの安全の確保

- ① 通報や相談の内容が、児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき、市町村又は児童相談所に通告を行います。（再掲）
- ② 法第10条第3項に規定する、子どもに対する接近禁止命令の制度について、教育委員会や学校、保育所、幼稚園等に周知し、子どもの居住地や転校先の情報の適切な管理を働きかけます。

2 健やかな成長への支援

- ① 児童相談所は、一時保護施設に入所している同伴児童に対し、子どもの面前でのDVによる心理的外傷の状況等を踏まえ、訪問により、個別的な心理療法や集団療法等の援助（医療機関等の紹介）を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応します。
- ② 教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携を図り、被害者と同居する子どもの就学について、遺漏のないよう適切な対応に努めます。
- ③ 市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行います。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
DV担当部局が要保護児童対策地域協議会に 参画している市町村数	32 市町村	全市町村

基本目標Ⅴ DVを許さない社会の実現

【現状と課題】

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、県民一人ひとりが、DVを身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。
- DVの根絶に向け、県民各界各層を対象とした一層の普及啓発や教育の充実が必要であり、特に、将来のDV発生（加害及び被害）を防ぐためには、若い世代への啓発が重要です。
- 加害者への対応については、警察の指導警告等のほか、加害者更生プログラムなどの有効な施策等について検討をする必要があります。

【施策の方向性】

- DVの防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進します。
- 若年層に対し、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、予防啓発活動を行います。
- DVの再発を防止するためには、加害者自身に自らの責任を認識させ、更生するための支援策が必要です。

【主な取組】

1 県民への啓発等

- ① 茨城県女性活躍・県民協働課における内閣府主唱の「女性に対する暴力をなくす運動」や、茨城県人権啓発推進センターにおける人権啓発活動の取り組みに合わせた啓発活動など、関係機関が連携・協力し、効果的な啓発に取り組みます。
- ② 教育委員会においては、学校教育を通じて児童生徒の人権尊重の精神を養うとともに、社会教育を通じて、人権教育の推進を図るための指導者の育成や、生涯学習の視点に立った多様な学習機会の提供に努めています。さらに、教職員等指導者の養成のための研修や、人権啓発資料の作成・配布等を行います。
- ③ 県は、関係部局と連携協力し、外国人や障害者、LGBTなど、全ての者に適切に情報が提供されるよう方法等を検討します。

2 若年層への教育啓発

- ① 高等学校・大学・専門学校において「デートDV」（交際相手からの暴力）についての出前講座等を定期的で開催するとともに、「デートDV」に関する知識及び相談機関の窓口周知のためのリーフレットの配布やSNS等を活用した情報発信を行います。

- ② 若年層の成長を支える育成者（教育・行政等）に対する研修会を開催するなど、育成者に対し「デートDV」の正しい知識を習得させ、資質向上に努めます。
- ③ 若年層への教育啓発に当たっては、民間団体等の専門的知識・ノウハウを最大限に発揮できるよう、効果的な実施方法を検討します。

3 加害者への対応

- ① 加害者対策に関する国の研究や先進事例等の情報を収集し、加害者への対応について検討します。

目標項目	現状（R2）	目標（R7）
高等学校・大学・専門学校等における「デートDV」出前講座の実施回数	14回	20回

基本目標Ⅵ DV対策の推進体制の充実

【現状と課題】

- 被害者の保護及び自立支援を図るためには、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関や人権擁護機関、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等が共通認識を持ち、相談から保護、自立支援までの各段階において、緊密に連携しながら取り組むことが必要です。
- 県域における関係機関の連携を図るため、DV対策ネットワーク会議を設置し、被害者の発見から支援方法の構築等に関する情報交換及び連絡調整を行っています。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の自主的な取組みも極めて重要です。
- 被害者の子どもについて、児童福祉法及び児童虐待防止法による措置が講じられるよう、児童相談所、福祉事務所等との連携が必要です。

【施策の方向性】

- DV対策ネットワーク会議を中心に、関係機関・団体の連携強化を図るとともに、実効性のあるDV施策を推進するため、その機能強化を図ります。

【主な取組】

1 関係機関との連携強化

- ① 本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容について、DV対策ネットワーク会議で協議の上、体系的な実施計画としてとりまとめ、関係機関・団体等の連携により推進するとともに、その実施状況や効果等を定期的に把握・検証します。
- ② 児童虐待の対応機関との連携強化を図るため、配偶者暴力相談支援センターやDV相談支援担当部署、関係機関等が要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、児童相談所や市町村の子ども家庭総合支援拠点等との連携を強化します。

2 市町村の推進体制の充実

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、福祉事務所等における女性相談員の配置を働きかけます。（再掲）
- ② DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。（再掲）

3 民間団体等との連携・協働

- ① 被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等への事業委託や事業の共催等により、県民への啓発や、相談から保護、自立支援等までの被害者支援において、連携・協働を図ります。
- ② 地域の実情に応じた被害者支援方策等について定期的に民間支援団体と意見交換を行うとともに、国のDV施策に関する通知や民間支援団体の取組支援等の情報等を提供し、その活動を支援します。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数	2市	6市町村
女性相談員等*を配置する市町村数	17市村	22市町村

※DV事案を含む女性支援に対応する専門の相談員（福祉及び男女共同参画担当部局等）

< 参 考 资 料 >

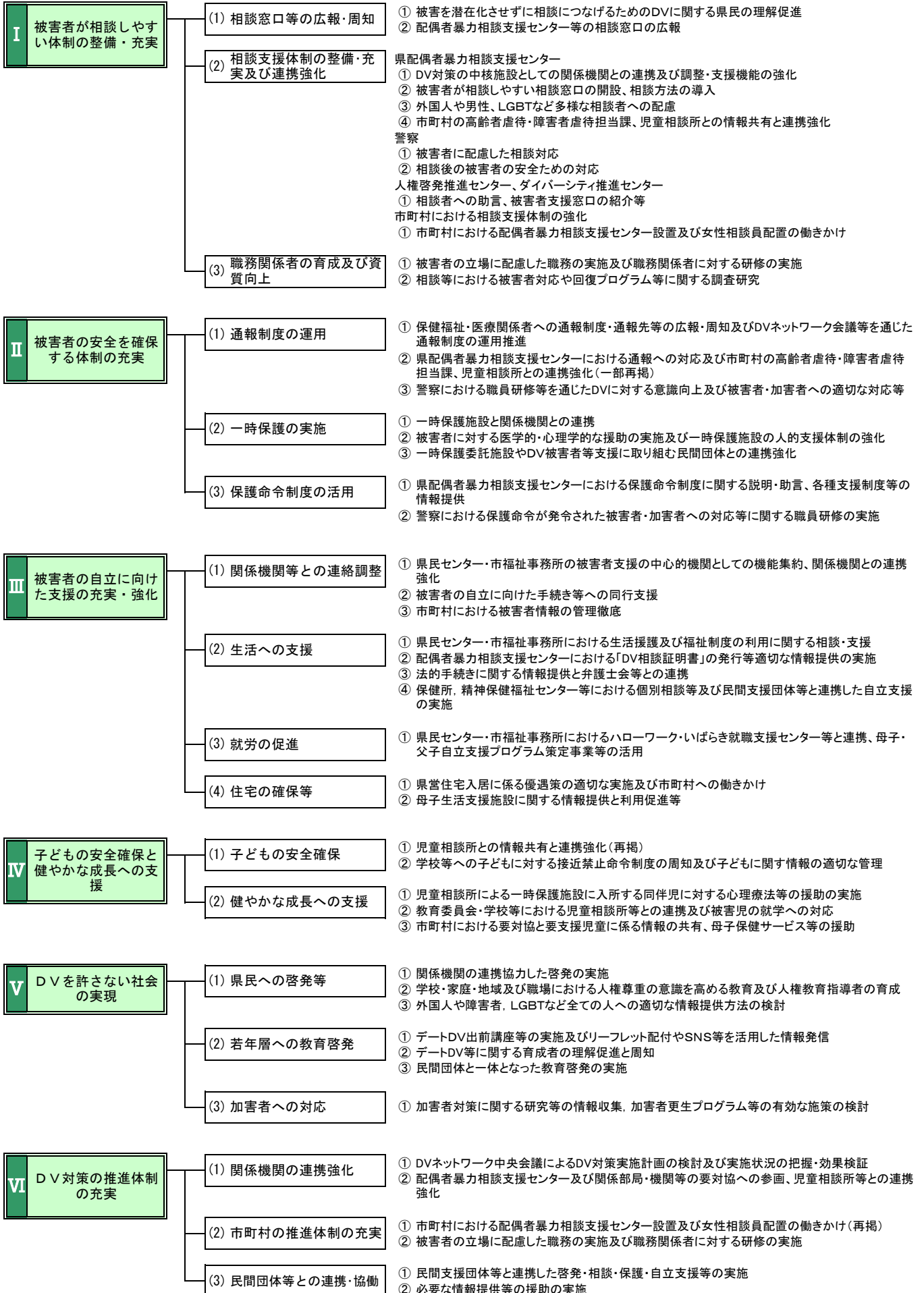
D V 施策の実施内容（体系）

実施計画の第3章の概要

【基本目標】

【施策の方向性】

【主な取組】



○ 茨城県DV対策実施計画に係る数値目標

DV防止に関する取組の実行性をより高めるため、基本目標ごとに、目標とする数値を設定し、達成状況の進捗管理を行っていくこととしています。

基本目標	目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
I 被害者が相談し やすい体制の整 備・充実	DVについて相談できる窓口があ ることを知っている県民の割合	—	80.0%
II 被害者の安全を 確保する体制の 充実	保健・福祉関係業務従事者等に対す る通報制度や保護命令制度等に関 する研修会等の実施回数	—	年2回以上
III 被害者の自立に 向けた支援の充 実・強化	一時保護施設退所時に継続的な支 援が必要とされた者について、市町 村に引き継いだ割合	—	100%
IV 子どもの安全確 保と健やかな成 長への支援	DV担当部局が要保護児童対策地 域協議会に参画している市町村数	32 市町村	全市町村
V DVを許さない 社会の実現	高等学校・大学・専門学校等における 「デートDV」出前講座の実施回数	14 回	20 回
VI DV対策の推進 体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを設 置する市町村数	2 市	6 市町村
	女性相談員等※を配置する市町村数	17 市村	22 市町村

※DV事案を含む女性支援に対応する専門の相談員（福祉及び男女共同参画担当部局等）

○ DV等に関する相談窓口

■配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号	相談時間
茨城県女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター)	029-221-4166	平日：9:00～21:00 土日祝日：9:00～17:00
水戸市配偶者暴力相談支援センター	029-232-9111	平日：8:30～17:15
古河市配偶者暴力相談支援センター	0280-48-2280	平日：9:00～17:00

■警察

名称	電話番号	相談時間
県警女性専用相談電話	029-301-8107	24時間対応

■国

名称	電話番号	相談時間
DV相談ナビ（全国共通）	#8008	最寄りの配偶者暴力相談支援センターに繋がります
DV相談プラス	0120-279-889	24時間対応
女性の人権ホットライン（全国共通）	0570-070-810	平日：8:30～17:15
児童相談所虐待対応ダイヤル （全国共通）	189	最寄りの児童相談所に繋がります

■県

名称	電話番号	相談時間
県北県民センター（地域福祉室）	0294-80-3321	平日：8:30～17:15
福祉相談センター（地域福祉課）	029-226-1513	
鹿行県民センター（県民福祉課）	0291-33-6264	
県南県民センター（地域福祉室）	029-822-7217	
県西県民センター（地域福祉室）	0296-24-9155	
茨城県ダイバーシティ推進センター	029-233-3982	火～土：9:00～17:00
茨城県人権啓発推進センター	029-301-3136	平日：8:30～17:15

■その他

名称	電話番号	相談時間
法テラス茨城	050-3383-5390	平日：9:00～17:00
NPO 法人ウィメンズネット「らいず」	029-222-5757	水・金：10:00～15:00

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同

項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下

この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難

しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難

となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮するこ

とが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、

それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

茨城県DV対策実施計画

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 (029)301-2183

F A X (029)301-2189

E-mail seishonen@pref.ibaraki.lg.jp
